(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　七号及び二百九十号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
村上市新町一〇〇五番八から同市新町一〇〇五番六まで	前	二一・五〇～二七・二五メートル
	後	二三・七五～三〇・二五メートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第三十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年三月二十八日

北陸地方整備局長　野田　徹

路線名　七号　供用開始の区間　北陸地方整備局長　野田　徹　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所

七号及び二百　村上市新町一〇〇五番八から同市新町一〇〇五番六まで

供用開始の期日　平成二十六年三月二十八日

○北陸地方整備局告示第四十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

北陸地方整備局長　野田　徹

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　七号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
新発田市三日市字小島三九〇番五から同市上館字道下一四五番一まで	前	一五・〇七～一八・八六メートル
	後	一六・六一～一八・八六メートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第四十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

北陸地方整備局長　野田　徹

路線名　七号　供用開始の区間　北陸地方整備局長　野田　徹　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

新発田市三日市字小島三九〇番五から同市上館字道下一四五番一まで

供用開始の期日　平成二十六年三月二十八日

○北陸地方整備局告示第四十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

北陸地方整備局長　野田　徹

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十七号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
南魚沼市下一日市字山道七五八番五から同市下一日市字公事免九六六番一地先まで	前	一七・一三～二五・四七メートル
	後	一六・五二～二三・八五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第四十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

北陸地方整備局長　野田　徹

路線名　十七号　供用開始の区間　南魚沼市下一日市字山道七六〇番一から同市下一日市字公事免九六二番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所　図面縦覧場所　北陸地方整備局長　野田　徹

供用開始の期日　平成二十六年三月二十八日

○北陸地方整備局告示第四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十八日

北陸地方整備局長　野田　徹

一　施行者の名称　石川県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第三百九十一号能都都市計画道路事業三・五・三号新町通り線
三　事業施行期間　自平成十二年三月九日至平成二十八年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○北陸地方整備局告示第四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の事業計画の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十八日

北陸地方整備局長　野田　徹

一　施行者の名称　石川県
二　都市計画事業の種類及び名称　穴水都市計画道路事業三・四・二号城山線及び七・六・一号本町線
三　事業施行期間　自平成二十六年三月二十八日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　石川県鳳珠郡穴水町字大町ニ及び字大町ハ地内
使用の部分　なし

○北陸地方整備局告示第四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十八日

北陸地方整備局長　野田　徹

一　施行者の名称　石川県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第二百五十号小松都市計画道路事業三・四・五号根上小松線及び三・五・二十二号梯美原線
三　事業施行期間　自平成十二年二月二十一日至平成二十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　平成十二年建設省告示第二百五十号の事業地のうち石川県小松市大川町二丁目地内において事業地を変更する。
使用の部分　なし